

令和4年度 福井県バス助成事業実施要綱  
(令和4年度旅行商品に対するバス助成)

1 趣旨

公益社団法人福井県観光連盟（以下「連盟」という。）は、観光誘客を促進するため、福井県を巡る貸切バスを利用した旅行商品の経費の一部に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。

2 助成金交付の対象等

(1) 助成対象者

旅行業法（昭和27年法律第239号）および同法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）の規定による第一種旅行業、第二種旅行業または第三種旅行業の登録を受けている者

(2) 助成対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月17日までの間を出発日として催行される旅行  
※なお、先着順に受付のうえ、予算の上限額に達し次第、募集を締切る。

(3) 助成対象事業

助成金の交付対象事業は、それぞれ次に掲げる要件を全て満たす企画旅行商品とする。

- 福井県外から貸切バスを利用し福井県内を観光する10名以上（乗務員・添乗員等を参加人数から除く実績ベース）の旅行商品であること。ただし、訪日旅行を除く。

※「募集型企画旅行」または「受注型企画旅行」のいずれも対象

※行程の一部にJR、航空機等を利用する旅行商品も対象

- 福井県内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。ただし、地方公共団体が運営するものを除く。
- 福井県内の観光地を3箇所以上訪問すること。ただし、次のア～オの観光地以外の訪問先を1箇所以上含むこと。なお、単に土産物施設に立ち寄る場合、単に食事をとる場合は、観光地を訪問したとはみなさない。

ア 武生中央公園      イ 一乗谷朝倉氏遺跡      ウ 東尋坊  
エ 気比神宮      オ 恐竜博物館、かつやま恐竜の森

(参考) 県内観光地の訪問箇所数の考え方

ア～オの観光地	3箇所	2箇所	1箇所	0箇所	0箇所
その他の観光地	0箇所	1箇所	2箇所	3箇所	2箇所
判定	不可	可	可	可	不可

- 以下の旅行でないこと。

ア 学校行事として実施する旅行

イ 国、地方自治体、公的団体が実施する会議、研修旅行

ウ 宗教活動、政治活動を目的とした旅行

エ 他の助成制度を利用した旅行（国が実施するGoToトラベル事業との併用は妨げない）

### 3 助成額

バス1台1運行当たり25,000円

限度額：1社当たり250,000円

予算額：2,000千円

### 4 申請等の手続

#### (1) 助成金交付申請

助成金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を4(2)に定める受付期間内に連盟に提出すること。

	内 容	備 考
①	助成金交付申請書(別記様式第1号)	申請代表者印(職印)を押印すること。
②	《募集型企画旅行の場合》 募集用チラシ/パンフレット または企画書	旅行行程、旅行代金(チラシ、パンフレット、企画書の場合)、観光地(要件である3箇所以上の観光地を確認できること)、宿泊施設等が明記されていること。
	《受注型企画旅行の場合》 お客様に提出した企画書または日程表	
③	貸切バスを利用することが分かる書類 (バス手配・回答書の(写)など)	手配したバス会社、催行日(運行日)が明記されていること。

#### (2) 交付申請の受付期間

令和4年3月1日から令和5年2月28日まで(必着)

※助成金交付申請は、初の旅行出発日の15日前(15日前が土日祝日の場合は、直前の営業日)までに提出すること。

※ただし、先着順に受付のうえ、予算の上限額に達し次第、募集を締切る。

#### (3) 交付決定

連盟は、助成金交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、予算の範囲内において交付の可否を決定の上、交付決定を行う。なお、予算の制約により助成対象外となった事業については、他の助成事業が中止等になった場合に限り、改めて審査の上交付決定を行う。

#### (4) 中止・変更

交付決定を受けた助成事業を中止・延期する場合や助成対象事業の要件を満たさなくなった場合等、交付申請内容に変更が生じる場合(例：天候等により旅行行程を変更し、要件を満たさなくなった場合、助成対象となるバス台数に変更が生じた場合)は、変更となる旅行商品の当初催行予定日までに中止・変更報告書(別記様式第2号)を連盟に提出すること。

#### (5) 実績報告

申請者は、交付決定を受けた助成事業が完了した日(帰着日を基準)から起算して30日を経過する日または令和5年3月24日のいずれか早い期日までに、次頁に掲げる書類を連盟に提出すること。

	内 容	備 考
①	実績報告書（別記様式第3号）	申請代表者印（職印）を押印すること。
②	貸切バスを利用したことが分かる書類 （バス請求書(写)またはクーポン(写)など）	利用日、ツアー名（団体名）、参加者 数が確認できること。
③	宿泊証明書（別記様式第4号）	
④	旅行行程表	実際に催行した行程表
⑤	請求書（別記様式第5号）	申請代表者印（職印）を押印すること。

（6）助成金の交付等

助成金は、実績報告の内容を審査し、不備がないことを確認した後、申請者が指定する銀行口座（日本国内の口座に限る）へ振り込む。

5 その他

- （1）連盟は、虚偽の申請またはその他不正の手段により助成金の交付を受けた申請者に対しては、交付決定を取り消すことができる。
- （2）この要綱に定めのない事項については、連盟が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年12月27日から施行する。